

大阪市生活困窮者自立支援プロジェクトチーム会議要旨

1 日 時 平成29年9月12日（火）午後1時10分から午後3時00分

2 場 所 大阪市役所地下1階第8会議室

3 出席者 福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援室長
福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者支援担当課長
ほか関係課長

4 議 題

- (1) 生活困窮者自立支援事業実施状況
- (2) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた国の動向について
- (3) 各関係課からの状況報告

5 要 旨

議題(1) 生活困窮者自立支援事業実施状況

(事務局) 本市では、きめ細かな相談体制を構築するため、行政区ごとに相談窓口を24か所設置している。

平成28年度の実績として、新規相談件数が8,419件、うち「自立相談支援機関が継続支援しプラン策定」するケースが1,820件。

相談により確認された課題は、「経済的困窮」が6割強、「就職活動困難」が3割弱、複数の課題を抱える相談者は7割強。

支援決定ケースのうち就労状況は、「仕事を探したい／探している(現在無職)」が5割強、直近の離職後の期間では、6カ月未満の方が4割弱の一方、1年以上となっている方が3割弱。

継続支援となったケース(再プラン含む2,106件)への支援実績では、法に基づくサービス等の利用状況として、「自立相談支援事業の就労支援」が5割弱、「生活保護受給者等就労自立促進事業」(ハローワークとの一体的事業)が4割強、また支援実績では、面談実績が延べ19,167回、電話相談・連絡実績が延べ16,274回。

再プランケースを含む評価(1,904件)の実施結果では、8割弱の最終ケースと2割強の再プラン・継続ケースを含めて、支援によって9割以上に効果が見られた。

一般就労の就職者数は1,086件、増収者数は91件。

平成28年度の新規相談件数は8,419件で、平成27年度(7,285件)

比 115%、ほとんどの区で増加しており、一番多い西成区で年 793 件、次いで平野区、東住吉区という順で、1 区あたり月平均 29.2 件と前年度比 3.9 件の増加。

初回プラン策定件数は 1,712 件で同 144%、就職者数は 1,086 件で同 146%となっている。

「総合就職サポート事業」の実績として、支援対象者 521 人のうち支援を受け就職した方は 357 人(就職率 68.5%)、雇用形態はパートが 188 人(5割強)、正社員が 104 人(3割弱)、就職者 357 人のうち 244 人(7割弱)が定着支援を受け、3 か月定着確認できた方が 103 人(4割強)、さらに 6 か月定着確認できた方が 56 人(5割強)。一方で、「職場不適合」や「本人拒否」等を理由に 3 か月定着できなかった方も 72 人おられた。

(構成員) 就職先はどのようなところが多いのか。

(事務局) 資料 1 - 3 の就職件数 1,086 件については、相談支援機関が関わった結果の件数であるが、就職先については全てを把握できていない。総合就職サポート事業による就職者 357 名については業種を把握できており、その内訳になるが、「清掃の職業」42 件、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」38 件、「飲食物調理の職業」36 件といった状況。詳細については、別途情報提供させていただく。

(構成員) どのような関係機関から繋がってくるのか。

(事務局) 件数的には行政の担当部署からの繋がりが多いと思われるが、データを整理の上、あらためて情報提供させていただく。

議題(2) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた国の動向について

(事務局) 議題 2 の資料として、5 月 11 日及び 8 月 30 日に開催された国の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(以下、「部会」という。)の資料を付けているが、本制度は、生活困窮者自立支援法附則第 2 条において、法施行後 3 年を目途として施行状況を勘案して見直しする旨規定されており、平成 30 年に改正法案の提出が予定されているところである。

部会における主な意見として、「(2-1)自立相談支援のあり方について」の「支援における情報共有の仕組み」の中で、支援調整会議においても個人情報保護の観点から法で規定すべきとの意見や、地域のつながりのある方にも関係機関との情報共有が必要といった意見、同じ支援者による連続した支援が必要といった意見が出されており、今後、施策にどのように反映されていくか注視したい。

「『断らない』相談支援の実現」では、自立相談支援機関としては断らないことを前提に進めていくというのが国の方向。主な意見として、

スーパーバイズ、フォローアップ等、相談員のサポート、バーンアウトさせないための体制作りが必要、アウトリーチをしっかりとやっていく体制を考えるべき、といった意見が出されている。

「自立相談支援事業の体制」の中で、相談体制の強化が不可欠ということで、支援員等の専門性の確保、必要な職員配置、支援員に関する基準や予算措置も必要といったことや、人口別の算定基準については検討する必要がある、相談支援員を増やすべきといった、相談支援機関の体制強化に関わるような具体的な発言も出されているところ。

本市は低所得者が多く本事業のニーズも高いことから、きめ細かな体制ということで、事業発足時に各区に1か所ずつの相談窓口を委託により設置している。

制度の狭間に陥らないということが本制度の根幹と考えており、本市予算要望の最重点項目として位置づけた上で、独自要望を含めて国に対して必要な財源措置を要望し続けているところ。

「(2-2) 就労支援のあり方について」の「就労支援のあり方全般」の中で、「就労に結びつくまでに1年以上かかる方もおり、期間延長についても検討が必要」との意見や、「就労準備支援事業」において「交通費について、実費負担ができずに支援をあきらめている現状があるため、交通費の実費負担の原則を変えられないか」といった意見、「認定就労訓練事業」においても「交通費等の実費負担は検討する必要がある」といった意見が出ている。

国庫補助として対象になっていない、あるいは不足している部分について、主な意見が出ていると理解しており、必要な予算の確保について引き続き国の動向を注視してまいりたい。

(質問・意見等なし)

議題(3) 各関係課からの状況報告

(各関係課から状況報告及び事例報告)

ア 相談支援体制の充実(総合的な見立ての場モデル事業)

(福祉局生活福祉部地域福祉課長及び

東淀川区役所保健福祉課生活困窮者自立支援担当課長代理より報告)

イ 新たな住宅セーフティネット制度

(都市整備局企画部住宅政策課長代理より報告)

ウ その他

(質問・意見等なし)